

## 指定医療機関になった後の届出について

	届出を要する場合	届出の種別
1	健康保険法での手続きが、「指定」となるとき ①開設者変更(交代、個人→法人、法人→個人) ②移転 ③規模変更(診療所→病院、病院→診療所)	指定申請書
2	医療機関の名称を変更したとき	変更届書
3	医療機関の所在地の地名(番地)が地番整理などにより変更したとき	
4	訪問看護事業所の所在地を変更した場合で、指定権者(※)に変更がないとき	
5	<u>開設者の氏名又は名称、生年月日、住所、職名</u> ※1:個人の場合は、その氏名、生年月日、住所 ※2:法人の場合は、法人名称の変更、代表者の変更、法人所在地の変更など	
6	<u>管理者の氏名、生年月日、住所</u>	
7	訪問看護事業所の医療機関コードが変更したとき	休止届書
8	医療機関を休止したとき	
9	休止していた医療機関を再開したとき	
10	健康保険法での手続きが、「廃止」となるとき ①開設者変更(交代、個人→法人、法人→個人) ②移転 ③規模変更(診療所→病院、病院→診療所)	廃止届書
11	訪問看護事業所の所在地を変更した場合で、指定権者(※)が変更するとき	
12	医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
13	医療機関を廃止したとき	処分届書
14	生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	
15	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です。)	辞退届書

※指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります(以下、同じ)。